個 人 情 報 取 扱 特 記 事 項

受注者が本委託業務を通じて取得する個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の取扱いについては、この特記事項によらなければならない。

（従事者の監督）

第　１ 受注者は、本委託業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、埼玉県個人情報保護条例（平成１６年埼玉県条例第６５号）第９条、第１０条、第６６条及び第６７条の規定の内容を周知し、従事者から別記様式の誓約書の提出を受けなければならない。

２　受注者は、前項の規定により従事者から誓約書の提出を受けたときは、発注者に対し、その写しを提出しなければならない。

３　受注者は、その取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、第３により講ずることとした措置の周知及び遵守状況の監督、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（損害のために生じた経費の負担）

第　２　本委託業務の履行に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由による場合は、発注者が負担するものとする。

（安全確保の措置）

第　３　受注者は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理に関する定めを作成するなど、必要な措置を講じなければならない。

２　受注者は、前項の規定により定めを作成するなど必要な措置を講じたときは、発注者に対し、その内容を報告しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第　４　受注者は、発注者の承認がある場合を除き、その取り扱う個人情報を本委託業務以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。本委託業務を行わなくなった後においても、同様とする。

（提供を受ける者に対する措置要求）

第　５　受注者は、その取り扱う個人情報を第三者に提供する場合において、発注者と協議の上その取り扱う個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人の情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

（複製等の禁止）

第　６　受注者は、その取り扱う個人情報が記録された資料等の複製、持ち出し、送信その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けたときは、この限りでない。

（資料等の返還）

第　７　受注者は、本委託業務を行わなくなったときは、その取り扱う個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下「返還対象資料等」という。）を速やかに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

２　前項に定める場合のほか、受注者は、発注者の承諾を受けたときは、発注者の立ち会いの下に返還対象資料等を廃棄することができる。

３ 前２項の規定は、受注者が本委託業務を行う上で不要となった返還対象資料等について準用する。

（再委託をする場合）

第　８　受注者は、本委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、この契約の趣旨にのっとり、その取扱いを委託され、又は請け負った個人情報の安全管理が図られるよう、その第三者に対する必要なかつ適切な監督を行わなければならない。

２受注者が第三者に本委託業務を委託し、又は請け負わせる場合においては、当該第三者の行為は、自らの行為とみなし、これに対しては、受注者が第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

（取扱状況の報告等）

第　９　受注者は、発注者に対し、発注者、受注者双方の合意に基づき定めた期間、方法及び内容等で、その取り扱う個人情報の取扱状況等について、発注者が認めた場合を除き書面により報告しなければならない。

２ 前項の規定にかかわらず、発注者は、受注者が取り扱う個人情報の取扱状況について、必要に応じ報告を求め、実地に調査することができる。

３ 発注者は、受注者に対し、前２項の規定による報告又は調査の結果に基づき、必要な指示をすることができる。

（安全確保上の問題への対応）

第　10　受注者は、本委託業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案の発生を知ったときは、直ちにその旨を発注者に報告しなければならない。

２　受注者は、前項の事案が個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の安全確保に係る場合には、直ちに発注者に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する発注者の指示に従わなければならない。

３　受注者は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を発注者と協力して講じなければならない。

（埼玉県個人情報保護条例の適用）

第　11　受注者が本委託業務を通じて取り扱う個人情報については、発注者の保有する保有個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとし、発注者が実施機関として埼玉県個人情報保護条例の定める手続を行うものとする。

別記様式

（別記様式）

誓 約 書

私は、本件業務（契約業務名　　　　　　　　　　　　）に従事するに当たり、その業務を通じて取り扱う個人情報に関し、埼玉県個人情報保護条例（平成１６年埼玉県条例第６５号）第９条（安全確保の措置）、第１０条（従事者の義務）、第６６条及び第６７条（罰則）の規定の内容について、下記の者から説明を受けました。

私は、本件業務に従事している間及び従事しなくなった後において、その業務を通じて取り扱う個人情報について、埼玉県個人情報保護条例の関係規定が適用されることを自覚し本件業務の従事者として誠実に職務を行うことを誓います。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 説明した者 | 受注者の名称 |  |
| 役　職  及び氏名 | 印 |

令和　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 説明を受けた者 |  |  |
| 氏　　名 | 印 |

業 務 委 託 共 通 仕 様 書

この仕様書は、業務委託に係る業務の共通事項を示すものであって、実施に当たっては、誠意をもって行わなければならない。

（法令上の遵守）

１　受注者は、業務の実施にあたって、関係法令を遵守し、特に、関係法令に定められた諸手続(許可、届出等)を遅滞なく行わなければならない。

（責任者の指定）

２　受注者は、各委託対象業務ごとに業務責任者正副各１名（１名のみ配置の業務にあたっては正のみ）を、配置した業務従事者の中から指定し監督員に届け出なければならない。なお、１委託対象に２以上の業務がある場合は、業務責任者の中から総括責任者正副各１名を指定し監督員に届け出ること。

（業務従事者の確保）

３　受注者は契約の履行を期するため、業務の遂行に適した者を配置しなければならない。

（業務従事者名簿）

４　受注者は、業務従事者名簿（担当業務、氏名、年齢、住所を記載したもの）に写真と業務に従事するために必要な資格を証する書類の写しを添付して、監督員に提出しなければならない。異動があった場合も同様とする。

（服装・規律）

５　受注者は、業務従事者に次に掲げる事項を厳格に守らせなければならない。

（1）勤務中は受注者制定の衣服を着用すること。また、名札を必ず着用すること。

（2）勤務中は、礼儀正しく品行を慎み、応接にあたっては懇切丁寧を旨とし、仮りにも粗暴にわたる言動があってはならないこと。

（3）勤務中に飲酒をしてはならないこと。また、酒気をおびて、勤務してはならないこと。

（4）病院敷地内は禁煙とする。

（5）その他勤務の遂行を怠るような行為をしないこと。

（貸与品）

６　貸与品

（1）発注者は、発注者から受注者へ貸与する機械備品（以下「貸与品」という。）については、品名、数量、品質及び規格又は性能を明示し、受注者に引渡しするものとする。

（2）受注者は、貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく発注者に受領書又は、借用書を提出し、善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

（3）受注者は、自己の故意又は過失により貸与品が滅失もしくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者が指定した期間内に代品を納め、もしくは現状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

（委託業務実施記録）

７　受注者は、委託業務責任者に、実施した日の委託業務実施状況を記録させ、監督員に提出しなければならない。

（異状又は事故報告）

８　受注者及び受注者の委託業務責任者は、委託対象に異状を認めた場合は、直ちに監督員に通報しなければならない。事故が発生したときは、直ちに適切な措置を講ずるとともに、監督員及び関係者に通報しなければならない。

なお、受注者は、事故の状況を記した書類を監督員を経由して発注者に提出するものとする。

（委託業務実施上の留意事項）

９　業務の実施にあたっては、次の事項に留意しなければならない。

（1）安全の管理及び事故防止に努めること。

（2）火気の使用にあたっては、十分注意すること。

（3）電力、ガス、水の使用にあたっては、極力節約に努めること。

（4）水の使用又は機械器具等の使用により、建物・器物等に損傷を与えないこと。

（5）衛生に留意すること。

（6）整理整頓及び後片付け等に努めること。

（事務引継）

10　受注者は、受注者以外の者が当該業務を受託することが明らかになったとき、発注者の監督のもと、新しい受託者が円滑に業務を履行するために必要な引継ぎを誠意をもって行わなければならない。